

岐阜県公報

号外(三) 令和八年三月三十日

目次

規則

岐阜県聴聞規則の一部を改正する規則	(法務・情報公開課)	一
岐阜県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	一
岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則	(国民健康保険課)	二
岐阜県特定都市河川浸水被害対策法施行細則	(河川課)	二
人事委員会規則		
岐阜県職員給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(人事委員会)	二二
岐阜県人事委員会聴聞規則の一部を改正する規則	(同)	二三
公安委員会規則		
聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則	(総務課)	一四
岐阜県警察職員定数規則の一部を改正する規則	(警務課)	一四

規則

岐阜県聴聞規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十日

岐阜県知事 江崎 禎英

岐阜県規則第二十八号

岐阜県聴聞規則の一部を改正する規則

岐阜県聴聞規則(平成六年岐阜県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。
第二条第一号中「第十五条第三項後段」を「第十五条第四項後段」に改める。

附則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

岐阜県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十日

岐阜県知事 江崎 禎英

岐阜県規則第二十九号

岐阜県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県行政手続条例施行規則(平成八年岐阜県規則第八号)の一部を次のように改正する。

本則中「岐阜県行政手続条例(平成七年岐阜県条例第三十六号。以下「条例」という。)」を「条例」に改め、本則を第二條とし、同条に見出しとして「(不利益処分をしようとする)」

する場合の「手続を要しない処分」を付し、同条の前に次の一条を加える。

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県行政手続条例（平成七年岐阜県条例第三十六号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。
本則に次の一条を加える。

(公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く方法)

第三条 条例第十五条第四項（条例第二十二條第三項及び第二十九條において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（条例第十五條第四項に規定する公示事項をいう。第一号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- 二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

附則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十日

岐阜県知事 江崎 禎英

岐阜県規則第三十号

岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則（平成二十年岐阜県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第十四条の二」を「附則第十四条」に改める。
別記第一号様式中

「高齡介護医療費 〇支給に要する費用の額」				
「高齡介護医療費 〇支給に要する費用の額 子ども・子育て支援給付金の給付に要する費用の額」				

改める。

別記第三号の二様式中

「その他の後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）の額」				
「その他後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）の額」				

「平成 年度」を「 年度」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

岐阜県特定都市河川浸水被害対策法施行細則をここに公布する。

令和八年三月三十日

岐阜県知事 江崎 禎英

岐阜県規則第三十一号

岐阜県特定都市河川浸水被害対策法施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第六十八号）、特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年国土交通省令第六十四号）

以下「省令」という。)及び岐阜県特定都市河川浸水被害対策法施行条例(令和八年岐阜県条例第十六号)に定めるもののほか、特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(計画説明書)

第二条 省令第十六条第二項の計画説明書は、雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書(別記第一号様式)とする。

2 前項の雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書には、雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の工事工程表を添付しなければならない。

(雨水浸透阻害行為協議書の添付図書)

第三条 省令第十六条第一項の雨水浸透阻害行為協議書には、省令第十八条第一項各号に掲げる図書を添付しなければならない。

(雨水浸透阻害行為の許可の変更の申請等)

第四条 法第三十七条第二項の申請書は、雨水浸透阻害行為変更許可申請(協議)書(別記第二号様式)とする。

2 法第三十七条第三項の規定による届出は、雨水浸透阻害行為変更届出書(別記第三号様式)を提出することにより行わなければならない。

3 法第三十七条第四項において準用する法第三十五条の協議は、雨水浸透阻害行為変更許可申請(協議)書(別記第二号様式)を提出することにより行わなければならない。

4 第一項及び前項の雨水浸透阻害行為変更許可申請(協議)書には、省令第十八条第一項各号に掲げる図書のうち法第三十一条第一項各号に掲げる事項の変更(法第三十七条第一項ただし書に該当するものを除く。)に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

5 省令第十八条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する図書について準用する。(雨水浸透阻害行為に関する工事の着手の届出)

第五条 法第三十条の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事に着手したときは、速やかに、その旨を記載した雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書(別記第四号様式)を提出することにより、知事に届け出なければならない。(工程の終了の報告)

第六条 法第三十条の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工

事が次に掲げる工程を含む場合において、当該工程に係る工事を終了するときは、その終了の日の三日前までに、その旨を知事に報告しなければならない。

- 一 地下構造を有する雨水貯留浸透施設を設置
- 二 前号に掲げるもののほか、あらかじめ知事が指定する工程

(雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書の添付図書)

第七条 省令第二十六条第一項の雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 設置した雨水貯留浸透施設的位置及び形状を明らかにした図面(縮尺二千五百分の一以上のものに限る。)
- 二 雨水貯留浸透施設の構造詳細図(縮尺五百分の一以上のものに限る。)
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

(雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書の添付図書)

第八条 省令第二十六条第二項の雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 廃止の理由及び廃止に伴う措置を記載した書類
- 二 雨水浸透阻害行為に関する工事に着手していた場合にあつては、廃止時の当該土地の現況地形図(縮尺二千五百分の一以上のものに限る。)

(検査済証の交付)

第九条 知事は、法第三十八条第二項の規定による検査の結果、当該雨水浸透阻害行為に関する工事が法第三十二条の政令で定める技術的基準に適合すると認めるときは、雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証(別記第五号様式)を法第三十条の許可を受けた者に交付するものとする。

(標識の様式)

第十条 次の各号に掲げる標識は、当該各号に定める様式によるものとする。

- 一 法第三十八条第三項の標識 別記第六号様式
- 二 法第四十一条第三項の標識 別記第七号様式
- 三 法第四十五条第一項の標識 別記第八号様式
- 四 法第五十四条第一項の標識 別記第九号様式

(身分証明書)

第十一条 法第四十二条第二項及び法第七十七条第五項において準用する法第七十四条第二項に規定する身分を示す証明書は、国土交通省の所管する法律の規定に基づく立

入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する省令（令和三年国土交通省令第六十八号）別記様式の例によるものとする。

（書類の提出部数）

第十二条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類の部数は、正本一部及び副本一部とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式 (第2条関係)

雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書										
設 計 者 (法人にあ っては、主 たる事務所 の所在地、 名称及び代 表者の氏名)	住所	郵便番号		電話番号						
	氏名									
雨水浸透阻害行為 の区域に含まれる 地域の名称										
雨水浸透阻害行為 に関する工事及び 対策工事の計画の 方針										
行為区域(対策工事 に係る雨水貯留浸 透施設の集水区域 が行為区域の範囲 を超えるときは、 当該超える区域を 含む。)内の土地の 現況	宅 地	池 沼	水 路	ため池	道 路 (法面無)	道 路 (法面有)	鉄道線路 (法面無)	鉄道線路 (法面有)	飛行場 (法面無)	飛行場 (法面有)
	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)
	舗装され た土地 (法面を 除く。)	舗装され た土地 (法面に 限る。)	ゴルフ 場	運動場	締め固め られた 土地	山 地	植生に覆 われた 法 面	林地・耕 地・原野 その他	合 計	
(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	
行為区域(対策工事 に係る雨水貯留浸 透施設の集水区域 が行為区域の範囲 を超えるときは、 当該超える区域を 含む。)内の土地利 用計画	宅 地	池 沼	水 路	ため池	道 路 (法面無)	道 路 (法面有)	鉄道線路 (法面無)	鉄道線路 (法面有)	飛行場 (法面無)	飛行場 (法面有)
	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)
	舗装され た土地 (法面を 除く。)	舗装され た土地 (法面に 限る。)	ゴルフ 場	運動場	締め固め られた 土地	山 地	植生に覆 われた 法 面	林地・耕 地・原野 その他	合 計	
(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	
対策工事に係る雨 水貯留浸透施設の 計画	行為前の流出係数			行為後の流出係数						
	行為前の流出雨水量			(㎡ ³ /秒)			行為後の流出雨水量			(㎡ ³ /秒)
	雨水貯留浸透施設の計画			名 称		容量又は規模及び構造		管理者(帰属先)		
そ の 他										

注 1 その他の欄は、雨水浸透阻害行為に関する工事又は対策工事に伴い道路を設ける場合に、当該道路の名称、管理者（帰属先）等を記載すること。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第2号様式 (第4条関係)

雨水浸透阻害行為変更許可申請 (協議) 書

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者 (協議者) 住 所
氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

特定都市河川浸水被害対策法 第37条第1項 の規定により、雨水
第37条第4項において準用する同法第35条

浸透阻害行為 の許可を受けた 事項の変更について 許可を申請
について協議が成立した 事項の変更について 協議 します。

変更に係る事項	1	雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
	2	雨水浸透阻害行為区域の面積	(m ²)
	3	雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	
	4	対策工事の計画の概要	
変 更 の 理 由			
雨水浸透阻害行為の許可番号		年 月 日 第 号	
工 事 の 計 画 の 変 更 に 伴 っ て 変 更 す る 事 項	1	雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定年月日	年 月 日
	2	雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定年月日	年 月 日
	3	対策工事の着手予定年月日	年 月 日
	4	対策工事の完了予定年月日	年 月 日
そ の 他 必 要 な 事 項			
※ 受 付 番 号		年 月 日 第 号	
※ 変 更 の 許 可 に 付 し た 条 件			
※ 変 更 の 許 可 番 号		年 月 日 第 号	

- 注 1 変更に係る事項の欄及び工事の計画の変更に伴い変更する事項の欄は、変更をしようとする事項について、変更後のものを記載すること。
- 2 その他必要な事項の欄は、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記載すること。
- 3 ※印のある欄は、記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第3号様式 (第4条関係)

雨水浸透阻害行為変更届出書

年 月 日

岐阜県知事 様

届出者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

特定都市河川浸水被害対策法第37条第3項の規定により、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

雨水浸透阻害行為の許可の 許 可 番 号		年 月 日 第 号	
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称			
変更に係る事項	雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定年月日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
	雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定年月日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
	対策工事の着手予定年月日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
対策工事の完了予定年月日	変更後	年 月 日	
	変更前	年 月 日	
変 更 の 理 由			
そ の 他 必 要 な 事 項			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第 4 号様式 (第 5 条関係)

雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書

年 月 日

岐阜県知事 様

届出者 住 所
氏 名〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

岐阜県特定都市河川浸水被害対策法施行細則第 5 条の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号 年 月 日 第 号）について、次のとおり着手しましたので届け出ます。

雨水浸透阻害行為に関する工事 の着手年月日	年 月 日
対策工事の着手（予定）年月日	年 月 日
雨水浸透阻害行為の区域に含ま れる地域の名称	
工事施工者 （法人にあ つては、主 たる事務所 の所在地、 名称及び代 表者の氏名）	住 所
	氏 名
	連 絡 場 所 （電話番号）
	現場管理者の 氏 名

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

第5号様式 (第9条関係)

雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

次の雨水浸透阻害行為に関する工事は、 年 月 日検査の結果、特定都市河川浸水被害対策法第 32 条の政令で定める技術的基準に適合していることを証明します。

許 可 番 号		
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称		
許可を受けた者（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	住 所	
	氏 名	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第 6 号様式 (第 10 条関係)

90センチメートル

雨水貯留浸透施設

岐阜県

名称

検査済証番号

施設の容量又は規模及び構造の概要

岐阜県知事の許可を要する行為

雨水貯留浸透施設の管理者及び連絡先

標識の設置者及び連絡先

この雨水貯留浸透施設は、特定都市河川浸水被害対策法第30条の許可に係る工事により設置されたものです。

70
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

注 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等により、この様式により難しい場合は「縦 15 センチメートル、横 30 センチメートル」又は「縦 8 センチメートル、横 15 センチメートル」とする。

第 7 号様式 (第 10 条関係)

**特定都市河川浸水被害対策法による命令
(雨水浸透阻害行為に関するもの) の公示**

命令を受けた者の住所及び氏名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

特定都市河川浸水被害対策法第41条第 1 項の規定により、

年 月 日付け 〃 を命じた。

年 月 日
岐阜県知事

第 8 号様式 (第 10 条関係)

90センチメートル

保 全 調 整 池

岐阜県

名称

指定番号

容量及び構造の概要

岐阜県知事への届出を要する行為

保全調整池の管理者及び連絡先

標識の設置者及び連絡先

この保全調整池は、特定都市河川浸水被害対策法第44条第1項の規定により指定されたものです。

70
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

注 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等により、この様式により難しい場合は「縦 15 センチメートル、横 30 センチメートル」又は「縦 8 センチメートル、横 15 センチメートル」とする。

第 9 号様式 (第 10 条関係)

90センチメートル

貯留機能保全区域

岐阜県

名称

指定番号

位置

貯留機能保全区域の管理者及び連絡先

標識の設置者及び連絡先

この貯留機能保全区域は、特定都市河川浸水被害対策法第53条第1項の規定により指定されたものです。

70
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

注 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等により、この様式により難しい場合は「縦 15 センチメートル、横 30 センチメートル」又は「縦 8 センチメートル、横 15 センチメートル」とする。

人事委員会規則

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十日

岐阜県人事委員会

委員長 栗山 知

岐阜県人事委員会規則第五号

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四十四条の三第一項及び第二項第一号を削り、同項第二号中「職員以外の地方公務員等であつた者から人事交流等により引き続き」を「新たに」に、「なり、又は地方公務員法第二十二條の四第一項若しくは第二十二條の五第一項の規定による採用をされ」を「なつて」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつた者で、新たに給料表の適用を受けることとなつた日（以下この条において「適用日」という。）」に、「採用の日前」を「適用日前」に改め、「条例第二十條の四第二項に規定する」を削り、「異動し、当該異動を」異動したこと又は新たに給料表の適用を受ける職員となつて当該公署に在勤することとなつたこと」に改め、「なるもの」の下に「次号に掲げるものを除く。」を加え、同号を同項第二号とし、同項第四号中「地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定による採用をされた職員で、当該採用の日」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつた者で、適用日」に、「採用の日前」を「適用日前」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項を同条第一項とし、同条第三項第一号中「職員以外の地方公務員等であつた者から人事交流等により引き続き」を「新たに」に改め、「又は前項第一号に規定する職員」を削り、「当該職員が給料表の適用を受けることとなつた日又は地方公務員法第

二十二條の四第一項若しくは第二十二條の五第一項の規定による採用をされた日」を「適用日」に改め、同項第三号中「前項第一号に規定する」を「前項第一号に掲げる」に、「当該職員の給料表の適用を受けることとなつた日又は地方公務員法第二十二條の四第一項若しくは第二十二條の五第一項の規定による採用をされた日」を「適用日」に、「その日」を「当該適用日」に改め、同項第四号中「前項第三号に規定する」を「前項第二号に掲げる」に、「当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員」を「適用日前から給料表の適用を受ける職員」に改め、同項第五号中「前項第四号に規定する」を「前項第三号に掲げる」に、「当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員」を「適用日前から給料表の適用を受ける職員」に、「採用の日以降」を「適用日以降」に改め、同項第六号中「前項第五号に規定する」を「前項第四号に掲げる」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第四十四条の六第二項中「異にする異動」の下に「新たに給料表の適用を受ける職員となつたことを含む。」を加え、同項第二号中「異動等」を「異動」に改める。

第四十四条の七第一項第一号中「前」を「前三年以内」に、「異動し」を「異動（新たに給料表の適用を受ける職員となつたことを含む。以下この号及び次号において同じ。）をし」に改め、「職員で、指定日において、当該異動の日から起算して三年を経過していない」を削り、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつた者で、新たに給料表の適用を受けることとなつた日（以下この条において「適用日」という。）」に、「採用の日前」を「適用日前」に改め、「条例第二十條の六第二項に規定する」を削り、「異動し、当該異動を」異動をしたこと」に改め、「なるもの」の下に「次号に掲げるものを除く。」を加え、同号を同項第二号とし、同項第五号中「地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定による採用をされた職員で、当該採用の日」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつた者で、適用日」に、「採用の日前」を「適用日前」に改め、同号を同項第三号とし、同項第六号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同条第二項中「前項の」を「前項各号に掲げる」に改め、同項第一号中「規定する職員」を「掲げる職員」に、「同項」を「同号」に、「前条」を「前条第二項から第四項まで」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「前項第四号に規定する」を「前項第二号に掲げる」に、「当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員」を「適用日前から給料表の適用を受ける職員」に、「前条」を「前条第

二項から第四項まで」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号中「前項第五号に規定する」を「前項第三号に掲げる」に、「当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員」を「適用日前から給料表の適用を受ける職員」に、「前条」を「前条第二項から第四項まで」に、「採用の日以降」を「適用日以降」に改め、同号を同項第三号とし、同項第六号中「前項第六号に規定する」を「前項第四号に掲げる」に改め、同号を同項第四号とする。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

(特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置等)

2 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（令和八年岐阜県条例第四号。以下「一部改正条例」という。）附則第三項の人事委員会規則で定める職員は、令和四年四月一日以前に職員以外の地方公務員等であった者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となつて特地公署又は準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員として一部改正条例による改正後の岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「勤務条件条例」という。）第二十条の四第二項の適用の際現に一部改正条例による改正前の勤務条件条例第二十条の四第二項の規定により特地勤務手当に準ずる手当を支給されているものとする。

3 一部改正条例附則第三項の規定の適用を受ける職員に対する改正後の規則第四十四条の三第二項の規定の適用については、同項第一号中「期間」とあるのは、「期間のうち令和七年四月一日以後の期間」とする。

(雑則)

4 前二項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の一部改正)

5 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（令和七年岐阜県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十二項及び第十三項の前の見出しを削り、同項中「改正後の規則第四十四条の三第二項第一号及び第二号」を「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（以下「勤務条件規則」という。）第四十四条の三第一項第一号」に改め、同項を附則第十二項とし、同項の前の見出しとして「(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)」を付し、附則第十四項中「改正後の規則第四十四条の三第二項第三号」を「勤務条件規則第四十四条の三第一項第二号」に、「同号の」を「同号」に改め、「した日」の下に「又は新たに給料表の適用を受けることとなつた日」を加え、同項を附則第十三項とし、附則第十五項中「改正後の規則第四十四条の三第二項第四号」を「勤務条件規則第四十四条の三第一項第三号」に改め、同項を附則第十四項とし、附則第十六項及び第十七項の前の見出しを削り、同項中「改正後の規則第四十四条の七第一項第二号及び第三号」を「勤務条件規則第四十四条の七第一項第一号」に改め、同項を附則第十五項とし、同項の前の見出しとして「(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員へのへき地手当に準ずる手当に関する経過措置)」を付し、附則第十八項中「改正後の規則第四十四条の七第一項第四号」を「勤務条件規則第四十四条の七第一項第二号」に、「同号の」を「同号」に改め、同項を附則第十六項とし、附則第十九項中「改正後の規則第四十四条の七第一項第五号」を「勤務条件規則第四十四条の七第一項第三号」に改め、同項を附則第十七項とし、附則第二十項の前の見出しを削り、同項を第十八項とし、同項の前の見出しとして「(令和七年改正条例附則第十三項及び第十四項の規定による寒冷地手当に関する経過措置)」を付し、第二十一項を第十九項とし、第二十二項から第二十四項までを二項ずつ繰り上げる。

岐阜県人事委員会聴聞規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十日

岐阜県人事委員会

委員長 栗 山 知

岐阜県人事委員会規則第六号

岐阜県人事委員会聴聞規則の一部を改正する規則

岐阜県人事委員会聴聞規則（平成七年岐阜県人事委員会規則第一号）の一部を次のよ

うに改正する。

第二条第一号中「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に改める。

附則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

公安委員会規則

聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正子

岐阜県公安委員会規則第四号

聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成八年岐阜県公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第十五条第三項後段」を「第十五条第四項後段」に改める。

附則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

岐阜県警察職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正子

岐阜県公安委員会規則第五号

岐阜県警察職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県警察職員定数規則（昭和三十三年岐阜県公安委員会規則第六号）の一部を次の

ように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

区分	警察官			小計	一般職員	合計
	警視	警部	警部補及 長び 調査部			
警察本部	七	三六	六六	三四	二六九	一、四三三
警察署	三	一九	一、二八三	九六	一五	二、四三三
合計	一〇	二七	一、九〇九	一、二五〇	四四〇	三、九七五

備考 警察本部の巡査には、初任科生を含む。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社